

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和1年11月26日

井原市議会議長
坊野 公治 様

井原市議会議員 三宅 文雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和1年11月19日（火）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	メルパルク京都 4階「研修室3」
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	10:00～13:00 議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費 14:00～17:00 議会運営における質問のあり方
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	山梨学院大学教授 江藤 俊昭 様
5. 活動内容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

5. 活動内容

◇11月19日(火)

▼10:00～13:00 《議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費》

1. 議員報酬・定数・政務活動費の基本原則

(1) 定数・報酬を考える7原則

- ①答えのないテーマであり、自治体、とりわけ議会がそのポリシーを示す。
- ②議員報酬と定数は別の倫理。
- ③行政改革の倫理と議会改革の倫理はまったく別。
- ④持続的地域民主主義の実現(将来議員になる住民の条件として考える)
- ⑤住民の支援を考える。(政策提言・監視に関わる住民)
- ⑥住民とともに考える。(シンポジウム開催、審議会)
- ⑦変更する場合、十分な周知期間が必要。

(2) 定数・報酬を考える3つの留意点

- ①議員の資質・能力の向上(議決責任の自覚とコミュニケーション能力が問われる)
- ②議員身分の中途半端さを考慮(専門職でも非常勤でもない、特別な身分=公選職)
- ③議会事務局・政務活動費とセットとして考える(定数・報酬だけではなく新たな議会を作り出す条件も体系的に整備)

2. 議員報酬の考え方: 原価方式(類似方式、成果方式、身分方式ではない!)

(1) 報酬の基準の原則⇒原価方式(会津若松市議会方式)

- A領域: 議会活動
- B領域: 議員活動
- C領域: 議会活動・議員活動に付随した活動(質問や議案に関する調査等)
- X領域: それ以外の議員活動(議員として関わる住民活動等)

*住民と議論する素材として活用。

*自己評価でも住民福祉の成果を示すことが必要。

(2) 報酬を考える5つの留意点

- ①時間給でも給与でもない
- ②活動量によって変化する可能性
- ③夜間議会の可能性
- ④期末手当(給与とは連動しない、独自の倫理が必要)
- ⑤報酬を区分する発想は客観的基準(議長・副議長等)以外妥当ではない。

3. 定数の考え方: 討議できる人数(従来は人口比)

(1) 定数の原則⇒討議できる人数

*委員会数×少なくとも7～8人。本会議主義の場合10～15人

*現行では多様性の要素を加味してその数にプラス

(2) 定数を考える5つの留意点

- ①委員会数の確定(まずは一般会計規模)⇒100～300億円規模は2～3常任委員会
- ②委員会の複数所属は慎重に(委員会の調査能力を弱体化)
- ③面積要件の加味(多様性を重視:中山間地域出身議員を少なくとも委員会に複数配置)
- ④住民参加によって議員力をアップ
- ⑤議長のカウント(原則にプラス1として、議長を全体のリーダーに)

4. 政務活動費の考え方: 成果指標(視察の3つの報告)

(1) 政務活動費を考える視点

*監視政策提言機能の強化(第二報酬ではない): 報酬との差別化

- (2) 透明性の強化
 - (3) 活動指標と成果指標：何を行ったかと共にどう役立ったかを示す。
 - ①地域課題との関連
 - ②視察自治体の活用
 - ③いつ活用するか
5. 議論し実現するプロセス：住民を巻き込む議論を
- (1) 定数・報酬は住民自治の問題である。
 - (2) 知れば理解する条件⇒議会が住民自治の根幹であることが認識されてきた。
 - ①総社市⇒定数を住民と考えるパネルディスカッションを開催
 - ②芽室町⇒議会モニター等で議会の監視し活性化させようという住民に定数・報酬を考える審査会委員になってもらっている。
 - ③山陽小野田市⇒定数だけを対象とした住民投票
 - (3) 特別職報酬審議会との関わり
 - ①議会を傍聴したことのないような人は委員にはなれない。
 - ②議員経験がある人、地方自治に関わった人等、議会に詳しい人が委員にふさわしい。
 - ③議会に審議会を設置してもよい。

所見

井原市では、9月定例議会において、議会改革特別委員会の設置が承認された。この度の研修は、自分自身が所属する委員会のテーマであるので、大変参考になりよい研修であった。今までに4回の議会改革特別委員会を開催したが、今後の方向性、周辺自治体の現状把握、データ収集の段階にあり、今後議員間討議を深めていかなければならない。限られた期間内にそれなりの成果を求めようとするならば、前提となる住民アンケートなり、公聴会の開催も考えなくてはなるまい。今回の研修に参加していた議員から事例発表があり、出雲市議会では、各種団体の長を集めて公聴会を開いたそうである。また養父市議会では、議会モニター制度を活用して、定数・報酬問題を議論してもらったといわれていた。それぞれがよい体験をしたと話されていた。

議員間討議を活性化するためには、ある程度の議員は必要であろうと思う。定数を一旦減らしてしまえば、後々増やすということは住民感情からしてまず無理である。定数のありかたについては、特に慎重な議論が求められると考える。

報酬についても同様である。議員のなり手不足を解消し、若者の政治参加を促し、より優秀な人材を議会に送り込もうと住民が希望するならば、それなりの報酬は必要である。

以上のことから判断していくならば、おのずと着地点は見えてくるような気がする。要は住民がどういう方向に舵を切っていくかにかかっていると見えよう。時期的にも非常によい研修をさせていただいた。

▼14:00～17:00

《議会運営における質問のあり方》

1. 質問の議会運営における位置

- ①政策に生きる議員にとって、最も華やかで意義ある発言の場。
- ②議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。
- ③地方自治法の規定はなし：議員間で運営するのが前提で、必要があれば首長等の出席要請ができる。説明のため議長から出席を求められた時は、議場に出席しなければならない。

*反問の位置（本来は一方的、但し討議の場にするには大きな意義）

*質疑と質問、会派代表質問と一般質問

2. 議会改革の到達点を踏まえた質問とは

(1) 議会改革の到達点

- ①議員の政策提案力の重要性が指摘されている。
- ②議会からの政策形成サイクルの実践、同時に監視を通じた提案力のアップを図る。
- ③個々の議員の政策力を議会全体に転換する手法を考える。
- ④これらの新たな政策力を実現する上での条件・環境を整備する。⇒議会事務局や政務活動費の充実等は重要である。

(2) 政策過程における質問の位置

- ①議会改革の議会活性化における質問：住民、議会・議員、首長等という三者間関係における質問（個人や会派によるお願い、監視）
- ②議会改革における質問（議会からの政策サイクル）：二元代表制における質問
 - *統治構造（自治体の基本構造）を認識する：議員や会派だけで政策は実現できない。強調するように人格を持った議会（機関としての議会）での質問の位置
 - *選挙におけるマニフェストとの連動（これが次の選挙に連動させる）
 - *個々の議員のスタンドプレイは住民にはわかりやすい。議会からの政策サイクルではスタンドプレイは難しい。選挙との連動の開発は今後の研究課題である。

3. 質問の役割

(1) 議会の役割（住民自治の根幹⇒地域経営の重要な権限はすべて議会）：多様性、討議による論点の明確化・合意、世論形成。

(2) 質問の役割：個人の意見から議会の意見とする（短期とともに長期の視点も）

- ①多様な視点からの監視・政策提言
- ②討議による論点の明確化
- ③質問の公開による世論形成

4. 質問の空間時間：実現を相対化する

(1) 議会の多様な作法

- ①質問時間・制限⇒片道
- ②一問一答方式・一括質問一括回答、再質問⇒一問一答方式
- ③関連質問⇒あり
- ④通告制⇒論点の明確化
- ⑤議場⇒対面式（円形でもよい）
- ⑥議長の役割⇒議長による議論の活性化

(2) 議会の多数派を創出する：2つの道

- ①アンダーザテーブル（質問をしない）
- ②議会からの政策サイクルに連動させる：議会基本条例はこの作法を想定

5. 質問作成の作法（会議規則に基づく）

(1) ストーリーを構想する：主副を位置づける：プレゼンテーションの手法を活用する。

- ①問題意識の明確化（事実認識、経過⇒どのように議論がされていたか、他の自治体・国の動向等）
- ②質問により勝ち取る目標
- ③倫理構成（組立、明瞭性、時間配分等）
- ④想定問答集作成

(2) 議会＝質問の場からの脱却

- ①質問のその後の報告義務
 - ・議会だよりにて経過報告を掲載する。（場合によっては追跡調査を掲載する。）
- ②議論を巻き起こす編集

- ・議員が聞いた!今とこれから 一般質問という見出し。
 - ・一般質問中心の議会だよりではなく、特集記事が中心となった議会だより。
 - ・年代別の住民の声を多角的に掲載する。
- (3) 仲間を作る
6. 質問で「議会からの政策サイクル」を連動させる
- (1) 質問からの「議会からの政策サイクル」の手法
- ①追跡質問、追跡調査
 - ②「反省会」「追跡システム」
- (2) 「議会からの政策サイクル」からの質問の手法
- ①サイクルからの質問
 - ②監視と政策提言の連動
7. 質問作成の道具
- (1) 基礎資料
 - (2) 議会事務局・議会図書室、公共図書館、国会図書館
 - (3) 専門的知見の活用、アドバイザー・サポーター
 - (4) 研修
 - (5) ネットワーク
8. 選挙との連動と縮小社会への対応
- (1) 選挙との連動
 - (2) 質問の中身：縮小社会への対応

所見

北海道から沖縄県まで全国から39名の市町議会議員が一堂に会して、研修を受けた。なかには県会議員や議会事務局職員も各々1名ずつ参加されていたようであった。

私も議員になって6年が経過した。市民の声を市政に届けるべく一般質問は毎回一度も欠かさずやってきた。行った質問が全て政策提言に繋がったかという点必ずしもそうではない。ただ、少しずつ発言したことで変わってきたということはあると思う。自分ながら感じることもある。しかしながら、最近特に感じるのは、執行部の答弁のなかで、現状を述べてそれで終わっているというパターンが実に多いと思う。今後どのように事業展開していこうという考え方が全く見えてこない。

講師の先生は、議会としてまとまって政策提言をしないと、なかなか実現は難しいと言われていた。言われることは分からないでもないが、長年議員をやってみて、議会で一致しての政策提言はまず無理である。議員それぞれが、いろいろな考え方を持っていて、力を合わせて執行部と対峙していこうというような考えを持っている議員は誰もいない。しかし、委員会としての取り組みはできると思う。可能だと思う。これからの在り方として、前任者の委員の方々が長い期間をかけて調査し、まとめ上げた提言書を紙くずにはしてはならない。所管事務調査として取り上げて、粘り強くやっていくことでおのずと道は開けていくと思う。

今回の研修では最後に、各議会の質問の取り組み状況を参加者が発表されたが、ずいぶん違うものであると感じた。一般質問を最後にしているという議会もあった。また、通告書に発言内容を全部書かせて提出させている議会もあった。実に多種多様である。

今回の研修はよその議会の議員さん達と話がよくできてよい体験をさせてもらった。改めて初心を忘れず、これからの議員活動に邁進していかなければならないと感じた。